

。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和五年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

別表第一の二級の項中「那賀町平谷小学校」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。